



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 27(3-4), 535-537
Issue Date	1977-03-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16228
Type	bulletin (other)
File Information	27(3-4)_p535-537.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五一年七月九日(金)午後一時半—五時

「ソビエト連邦における政治制度の最近の進化」

報告者 パリ第二大学教授

ミシェル・ルサージュ氏

通訳 深瀬忠一氏

出席者 一七名

ルサージュ教授は、フランスにおける中堅公法学者・ソ連および東欧の政治制度研究の第一人者であり、二年前から東京日仏会館長として活躍しておられる。同教授は、米ソ東欧等に広く精力的に留学・調査・旅行を続けておられるが、最近の実証的データに基づき、ソ連の政治制度の実態の動向について、体系的に解明された。

過去二〇—三〇年来ソ連社会は工業化・都市化を進め、技術の進歩にともない専門技術者の地位が高まり、重要な決定のためには合理的技術が採用され、生活のモードも変わり市民は自家用車を持つことを考え、中国からブルジョア化と批判されている。スターリンの死以前のような粛清は極めて少なくなり(精神病強制入院等残るが)、西欧等との交流は諸国共産党等を媒介としてより開か

れるようになった。

政治的には、スターリン時代の重工業絶対優先政策は捨てられ市民の生活や福祉そして文化水準の向上の重要性が増し(一九七六年第二五党大会ブレジネフ報告)、市民の要求をより聴く姿勢を示すようになった(ただし、共産主義社会建設のイデオロギーは厳格であり、逸脱的文化人等は抑圧)。

以上の変化にもかかわらず、ソ連の政治体制に不変の恒常的な二要素がある。一つは共産党(首脳部)の指導的役割である。党员(成人の九%、一五〇〇万人余、一九七四年)の選抜(農民はもちろん労働者出身党员の率(四二%)も割合が低い。一九七六年ブレジネフは新党员の五八%は労働者出身と報告。技術者・事務幹部職員が多数)、教育(今日では市や地方委員会書記の約九七%が高等教育を受けている。政治教育は党が徹底、人事配属、政策の決定を通じ、党と行政と社会諸組織および各種ソビエトを指導統制する)。

第二の恒常的要素は、民主集中制と市民の参加である。唯一のセンター(共産党の)に対する他のあらゆる機関の服従(集中制)と民主制が均衡を保ち、討論の自由があるべきだとされる。実際、地方ないし下からの一定の影響力および上部での集団指導制と諸施策修正例はかなり増えてきたが、市民の参加は、政治的意見や選挙が党により大幅に限定されているので、西欧市民の政治参加よりはるかに少ない。ソ連市民の参加の手段としては、情報提供(生活水準向上・社会内の種々の要求や諸部門・地方の要

求」と、検察庁・裁判所・党機関・ソビエト・新聞等による統制という二種のものが用いられている。

将来の展望はどうか。一九六二年に憲法改正委員会が構成され、新憲法案の起草が決められながら、一九七六年のブレジネフ報告でも慎重に検討中と述べられているにとどまる。現ブレジネフ・ユスイギン指導部は新世代に権力を移譲することを考えているだろうが、過去一〇年間指導的地位に登ってきた世代は行政・経営の合理化・技術に通じた人々であり、民主制の根本問題を問ひ直してはいない（少数の知識人がそれを敢行し迫害されている）。結局近い将来重大な実質的变化はないであろう。そして、某ソ連友人が私に語ったのだが、大きな変化は嘗て一世紀に一度しか起っていない（一七二二年のピョートル大帝、一八二五年デカブリストの叛乱、一九一七年ロシア革命）ように、二一世紀初めをまつほかないのであろう。

討論においては、下からの市民の参加の実態や政治文化の変化の緩慢さや東西「収斂」理論等について語り合った。また、七月一〇日の研究懇談会では、仏ソ共産党を比較しながら討論（外川教授通訳）し興味深かった。ルサーージュ教授は、スラブ研究施設の諸教授と嬉しそうにソ連等研究のプロとしての学問的談笑に時を忘れていたが、わが国のソ連等専門研究者との交流が殆んどない由、惜しいことだ。なお、同教授の優れた現実主義的ソ連政治制度論の諸著作・推薦文献については別稿（フランス公法最近文献覚え書き、次号）にゆずる。

○昭和五一年一月二十九日（金）午後一時半—四時半
「財産犯における『財産上の利益』について」

報告者 内田 文昭氏
出席者 一名

わが刑法は、強盗罪・詐欺罪・恐喝罪のそれぞれについて、その二項に、不法に財産上の利益をえた場合をも処罰する旨さだめているが、これは比較法的にもあまり例のないことであり、とかく拡がる傾向があることにかんがみ、限定的に解釈する必要があることが指摘されてきたわけである。そこで、報告者は、限定解釈の要請に応えるべく、従来から一般化されていた「被害者の財産的処分行為」（たとえば、欺回されたために債務免除の意思表示にでた）のほかに、「財産上の利益」そのものについても、これを「限定」してゆくべきではないか、という提案を試みられた。すなわち、通説的見解によれば、「労務提供」も財産上の利益たりうるというわけであるが、報告者は、これに疑問を提起し、暴行・脅迫を加えて「労務を提供」させたような場合は強盗罪・恐喝罪ではなしに、むしろ強要罪なのではあるまいか、売春婦に対して暴行・脅迫を加え、強いて性交に応じさせた場合は、仮りに売春料金が法律上の「財産的利益たりうる」としても、強盗ではなくして、強姦にはかならないのではあるまいか、という見地から、従来の判例を詳細に分析・検討され、結局、「労務」を提供させた段階で財産上の「利益」をえたとは考えずに、労務を提供させた結果、当事者間に生じた一定の金銭的關係（たとえば、債務

関係)を、欺罔手段によつて事実上破壊させたときにこそ詐欺罪を考へるべきであり、あるいは、暴行・脅迫によつてこれを事実上破壊したときにこそ強盗罪・恐嚇罪を考へるべきであらう、とされたのである。そして、このように考へた場合、売春料金などの支払いを免れた行為をどう評価するのかという問題が生じ、これについて説の対立がみられるが、報告者は、刑法と他の法律(たとへば民法)との補充関係という見地から、売春料金は民法上の債権・債務関係を生じさせないが、刑法上は「事実上の利益」として評価してゆくことが望ましいのではあるまいか、という主張を試みた。

以上のような内容の報告は、刑法解釈論上の重要な論点を提供したことはもとより、法学全般にわたつて示唆に富むものであり、活発な質疑がなされた。たとへば、刑法と他の法律分野の守備範囲は異なり、両者が相互補充的なものであるという指摘は十分説得的であるが、法秩序の統一をみだすという批判にどう答へたらよいか、売春が公序良俗に反するのは何故か、憲法と刑法を総合的に理解することの必要性の指摘、特にわが国の刑法典が財産犯の保護に厚く、その刑罰が自由侵害犯のそれより重くなつてゐることの指摘などである。

○昭和五一年一月二十六日(金)午後一時半—五時

「都市政治からみたアメリカ」

報告者 小川 晃 一氏

出席者

二五名

報告者は、今年の九月中旬より一月月上旬までの約二カ月間、ニューヨーク州の首都オルバニーに滞在し、アメリカ国民の政治調査にあつた。本報告は、本誌本号に掲載されている報告者の論文をもとに、アメリカ政治におけるボスとマシンの意味および役割を説明するものである。報告者が強調したのは、わが国ではアメリカンデモクラシーの特徴として直接民主制的傾向を指摘する見方が一般的であるが、このような観点だけからアメリカ政治をみるのは一面的で、同時に、ボスとマシンの役割をみなければならぬということである。そこで、特にアイルランド系移民をアメリカンデモクラシーの中にくり込むというボスとマシンの発生原因、その役割、とりわけ貧民救済の役割、一九三〇年代のニューディール政策が貧乏人を減らし、マシンの貧民救済の役割を減少させ、さらに、五〇年代の都市構造の変化による都市の人口減少とコミュニティの崩壊がマシンの役割を減退させたが、なお、マシンの役割が特に自由になる官職任命を基礎に残存していること、などが興味深く説明された。

質疑では、マシンとは具体的にどのようなものか、日本の政党的派閥や議員個人後援会との相異、マシンが公的制度になつてゐるか、マシンの都市行政への影響力、アメリカ政治において法律家が何故大きな役割を有するか、歴代大統領ないし大統領候補者とマシンとの関係などについて、活発な討議がなされた。なお、詳しくは、本誌掲載の報告者の論文を参照されたい。